監査公表第３号

監　査　結　果　の　公　表

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定による監査を実施したので、同条第９項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和８年１０月１日

魚沼市監査委員　小 幡 武 志

魚沼市監査委員　森 島 守 人

魚 監 第 ３ ０ 号
令和８年１０月１日

魚沼市長　内田　幹夫　様

魚沼市監査委員　小 幡 武 志

魚沼市監査委員　森 島 守 人

令和８年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

１　監査の対象
会計課及び農業委員会事務局における令和７年度及び令和８年度の財務に関する事務の執行

２　監査の期間
令和８年８月２６日から令和８年１０月１日

３　監査の目的
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に定めるところにより適正に処理されているか、また事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施した。

４　監査の方法
会計課及び農業委員会事務局における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取し実施した。

５　監査の結果
監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていると認めた。